郵政民営化法等の一部を改正する法律案の概要

※　郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

1　自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

（1）　日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け　【郵便会社法】

日本郵便に対して、AI 等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。

（2）　日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け　【郵便会社法】

日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。

（3）　事業計画への経営の適正・効率的実施の方針の追加　【郵便会社法】

日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正･効率的な実施に係る方針を追加。

2　郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

（1）　ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し　【民営化法】

日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の１／３超の保有を義務付け。

（2）　銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可　【郵便会社法】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。

（3）　日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議　【郵政会社法】

日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

3　郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

（1）　基盤的サービス提供業務の本来業務化　【郵便会社法】

日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務＊を追加。

＊(i)委託を受けて、(ii)郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii)公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。

（2）　地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置　【郵政会社法・郵便会社法】

①　日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務＊の実施の努力義務を規定。

＊郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。

②　日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。

（3）　郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充　【郵政会社法･機構法】

①　郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。

②　①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。

ア　政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金

※政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。

イ　前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

検討条項

（１）　政府は、３年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、**2(1)を見直し**。　【民営化法】

（２）　政府は、３年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、**移行期間中のゆうちょ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制（上乗せ規制）の在り方**について検討。　【民営化法】

（３）　政府は、公布後２年を目途として、**日本郵政と日本郵便の合併**について積極的に検討するとともに、**日本郵政グループの組織の在り方**、日本郵政グループにおける**郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方**等について検討。　【改正法附則】

（４）　政府は、公布後２年を目途として、**郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策**について検討。　【改正法附則】

※　施行期日：公布の日から６月以内（ただし、2(1)及び検討条項は公布日、3(3)は令和９年４月１日）